

## 第2号議案 定款の一部変更について

## 1. 変更の趣旨

①第5条特定非営利活動事業の（3）学校及び外国人支援に関する普及啓発事業における会員及び利用者の要望に応え、第4条の活動の種類に照らして、新たに「子ども支援事業」を実施するため。

②法改正に伴う貸借対照表の公告方法の追記のため。

## 2. 変更の内容は以下のとおりです。（下線が変更部分）

変 更 前	変 更 後
NPO法人 教育支援グループ Ed.ベンチャー定款	NPO法人 教育支援グループ Ed.ベンチャー定款
略	略
(事業)	(事業)
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。	第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。
(1) 学校支援事業	(1) 学校支援事業
(2) 外国人支援事業	(2) 外国人支援事業
<u>(3) 学校及び外国人支援に関する普及啓発事業</u>	<u>(4) 学校・外国人・子ども支援に関する普及啓発事業</u>
中略	中略
第9章 広告の方法	第9章 公告の方法
(公告の方法)	(公告の方法)
第40条 この法人の解散事由にかかる広告は、この法人の掲示版に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	第40条 この法人の解散事由にかかる広告は、この法人の掲示版に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
以下略	<u>2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る広告については、この法人の主たる事務所の掲示版に掲示して行う。</u>
	以下略
	(附則)
	<u>この定款は、平成〇年〇月〇日（認証日）から施行する。</u>